

意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だひょうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

答申(案)		当社意見
第2章 モバイル市場 の公正競争環 境の整備	1. 第二種指定電 気通信設備制 度の検証	<p>(1)規制根拠・規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有限希少な電波の割当を受けている携帯事業においては、適正かつ円滑な接続の確保の観点から、基本的には二種指定制度と同レベルの規制を全事業者に適用すべきであると考えますが、答申(案)第5章にあるように、今後、「有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要」とされたことに賛同します。</li> <li>また、二種指定制度の対象事業者の拡大については、非指定事業者による二種指定事業者と同一の方法による接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、二種指定化の検討を進めることが必要であると考えます。</li> <li>なお、一種指定制度と二種指定制度の規制内容の差異については、答申(案)で言及されている根拠に加え、現行規制レベルが主要諸外国との比較においても遜色なく、特段の問題は生じていない実態も踏まえると、差異は許容されるべきとする考えに賛同します。</li> </ul>
		<p>(2)アンバンドルや標準的接続箇所の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申(案)にあるように、事業者間協議による合意形成を尊重することに賛同します。</li> <li>また、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けること自体には異論はありませんが、アンバンドルの検討対象は、少なくとも接続に該当する機能が前提であることを明確にした上で、「注視すべき機能」等の詳細をガイドラインで規定するにあたり、答申(案)に明記されている通り、需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、対象を必要性・重要性の高いサービスに限定することで過大な規制とならないよう、留意する必要があると考えます。</li> <li>なお、「注視すべき機能」として規定された機能について、協議等において実現された機能や実現が困難であることが確認された機能、必要性・重要性が確認されない機能は項目から削除するなどの運用が必要であると考えます。</li> </ul>

答申(案)		当社意見
	(3) 接続料算定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>非指定事業者を含め、現行の二種指定事業者の算定方法をベースに接続料算定方法の明確化・統一化を図ることに賛同します。また、各事業者による実際の算定を経て届出・公表を行うこととなりますが、総務省殿においても十分な検証を行っていただくことで算定の適正性が確保されることが必要であると考えます。</li> </ul> <p>(適正原価の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯事業の営業費については普及促進だけでなく、エリア改善など設備との関連性が認められる費用が存在しますが、このような算入合理性のあるコストについては、接続料原価への算入を認めることが適切であると考えます。</li> </ul> <p>(適正利潤の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二種指定制度での適正利潤については、答申(案)にあるように、事業リスクを踏まえ自己資本利益率をCAPMで算定することに賛同します。</li> <li>また、適正利潤の算定にあたっては、携帯電話事業の資金調達に係る資本コストに限り接続料に反映する等、合理的なルール化を図るべきであると考えます。</li> </ul> <p>(需要の算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続料算定ルールの方策にあたり、トラフィックの扱いによって接続料水準に差が生じることは合理的でないことから、非指定事業者も含め、トラフィックの扱いについても統一することが必要です。</li> <li>その際、当社やKDDI 殿が採用している年間の総通信時間を需要とする方法が、固定事業者を含めた事業者における標準的な方法として、公平性の観点からも適当であり、答申(案)に賛同します。</li> </ul> <p>(適用開始時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当」とありますが、二種指定事業者については09年度より端末販売奨励金を除外することで、接続料の低廉化が図られる一方で、非指定事業者は接続料が高止まりする懸念があることから、09年度接続料についても、総務省殿におい</li> </ul>

答申(案)		当社意見
		<p>て、各携帯事業者が09年度接続料届出の際に添付する算定根拠により、接続料水準の適正性の検証を行っていただくことで、接続料水準差の適正化に取り組んでいただく必要があると考えます。</p>
	(4) 接続料算定と規制 会計の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の当社に義務付けられた制度をベースに、全ての携帯事業者に対し、会計の整理及び算定根拠の届出を行うべきとされたことに賛同します。</li> <li>• また、接続料水準の適正化にあたっては、総務省殿において、各事業者による接続料算定が統一化された算定ルールに従って適切に計算されているかを検証することが必須であると考えており、その観点からも、届出される算定根拠(会計データおよびトラフィックデータ)については、答申(案)にもある通り、実際に検証可能な内容にすることが必要であると考えます。</li> <li>• なお、第三者においても一定の検証が可能となることが必要であり、会計データだけでなく、トラフィックデータについても公表する必要があると考えます。</li> </ul>
	(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、接続料算定方法の明確化・統一化にあたっては、全ての携帯事業者を対象とすることが必要であると考えます。</li> <li>• この点、今後定められるガイドラインにより、接続料算定の明確化・統一化に加え、透明性の確保が図られることに賛同します。</li> <li>• 答申(案)において「二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当」とされていますが、前述した通り、各事業者が恣意的な運用を行うことがないよう、総務省殿において徹底して検証を行っていただくとともに、接続料水準差が拡大した場合にはその原因を追究し、適切に対処していただきたいと考えます。</li> </ul>

答申(案)		当社意見
2. モバイルネットワークインフラの利活用	(1) 鉄塔等の設備共有ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申(案)にあるように、「鉄塔等の共有は、これまで事業者間協議を通じた自主的な取組として行われてきたところであり、これをMNOに義務付けることまでは必要ない」との考え方に賛同します。</li> <li>なお、景観条例等により、鉄塔等設置に制限がある場合には、景観への配慮や費用面から最小限の設備で設置を行っているところであり、共有を行う場合には建て替えが必要となる等の問題があるため、「公益事業者の電柱・管路等使用するガイドライン」の改定にあたっては、非現実的な内容とならないよう実際の運用面に配慮していただく必要があると考えます。</li> </ul>
	(2) ローミングの制度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>答申(案)において、「原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要」とされ、MNO間のローミング提供が義務付けられないと整理されたことに賛同します。</li> <li>また、電気通信の健全な発達等の観点から接続の拒否事由に該当すると整理することが適当とされている形態として、答申(案)に過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOの例が挙げられていますが、具体的には新方式の導入にあたり、自らは設備構築を正当な理由なく遅滞させた事業者が、先行導入した事業者のネットワークを利用することでサービス提供を確保するような形態もこれに該当すると考えます。これらの形態については、MNOが子会社等を設立し、実質的に同様の問題を生じせしめる際にも該当すると考えます。</li> <li>なお、各事業者においては最大限の設備構築努力が求められ、それにより公共性・緊急性の高い緊急通報も併せて提供可能としていくことが基本と考えますが、公益的見地から緊急通報に限定したローミングの必要性については一概に否定しえないものと考えます。 その場合、要望事業者による開発コストやランニングコスト等の負担を前提とするなど、コスト負担の在り方の明確化が必要であると考えます。</li> </ul>

答申(案)		当社意見
第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	1. 通信プラットフォーム機能のオープン化	<p>(課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信プラットフォーム機能の提供にあたっては、画一的なオープン化を図るのではなく、事業者による創意工夫を活かしたサービス展開への配慮や個人情報の保護等お客様の安全性・信頼性の確保が必要であり、慎重な議論が必要であると考えます。</li> </ul> <p>こうしたことから、現在、民間ベースの協議の場としてモバイルプラットフォーム協議会が開催され、全携帯事業者が共通にお客様の安心・安全の確保等を前提に前向きに協議を実施しており、8月7日にその取りまとめとして「モバイルプラットフォーム協議会報告」が公表され、例えば課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能については、標準ガイドライン策定の方向性が示されたところです。今後も引き続き、同協議会の取り組みにより合意形成を図ることが適切であると考えますが、答申(案)においても同様の方向性が明確化されたことに賛同します。</p> <p>(SMS接続機能および携帯電話のEメール転送機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで事業者間協議において、前向きに協議を行い、携帯事業者5社間でのSMSの相互接続の実施に向け基本合意に至ったことから9月1日に合意内容について公表したところです。</li> <li>また、Eメール転送機能については、携帯事業者を変更した利用者の利便性向上の観点から各種課題にも配慮しつつ、Eメール転送を含め望ましい実現方式について協議を行っているところです。</li> </ul> <p>(確認させていただきたい事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>答申(案)P.67「それ以外の機能についても、多様なMVNOの算入によるサービスの多様化・高度化を通じて利用者利便の向上が期待される機能であるため、関係事業者の要望があれば、アンバンドルして提供することが適当」とありますが、“それ以外の機能”とは、KDDI殿が提供していないISP接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能を指すことを確認させていただきたい。</li> </ul>

答申(案)		当社意見
	2. 紛争処理機能の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争処理機能はあくまでも最終手段として位置付けられるものであり、あくまでも事業者間での合意形成を図ることが前提であると考えており、このような観点から、紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲を拡大し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者を紛争処理委員会の対象とする場合には、無用な紛争事案の増大・トラブルを防ぐため、事前に事業者間協議における留意点を明確化していただきたいと思います。</li> <li>なお、現在、プラットフォーム協議会において、携帯事業者、コンテンツ事業者がビジネスモデルへの影響やその発展に配慮しつつ協議を行っているものであり、事業者間協議における留意点の明確化にあたっては、特定の事業者を利するものではなく、公平性に留意する必要があると考えます。</li> </ul>
	(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化	
	(2)その他電気通信事業法上検討すべき課題	
第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1. 接続料算定上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後定められるガイドラインにより、接続料算定の明確化・統一化に加え、透明性の確保が図られることに賛同するとともに、その実効性を担保するためには総務省殿による徹底した検証が求められること、更には09年度においても接続料水準差の適正化が求められる点は前述の通りです。</li> <li>答申(案)P.82「現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適当と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる」、「『不当に高額な接続料』の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる」とありますが、非指定事業者が同一の算定ルールに従わない場合には、今回整理される接続料算定ルールが必然的に業務改善命令や紛争処理における適正性の判断基準となるものと考えます。</li> </ul>

答申(案)		当社意見
	2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FMCサービス等の分野については、サービスメニューが多様化しておらず、利用者数も少ない状況にあり、事業者が創意工夫によりサービスを創出している段階、すなわち揺籃期に位置付けられるものと考えます。</li> <li>• このような状況において、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性に係る問題については事前に規制をかけるのではなく、その波及影響等に鑑み、個別・具体的な案件ごとに事後的に対処することが必要であり、まずは自由な事業展開に委ねるべきと考えます。</li> </ul>
第6章 おわりに		<p>(接続ルールの在り方の見直しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 答申(案)において、「接続ルールの在り方については、3年後の2012年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改めて検討を行うことが適当」とされておりますが、当該ルールの見直しについては、非指定事業者による二種指定事業者と同一の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、その遵守状況によっては、すみやかに二種指定化等の見直しを行うことが必要であると考えます。</li> </ul>

以上